

令和8年度日本大学経済学部 給付型奨学金募集要項（後期）

経済的理由により学費等の支弁が困難であり、かつ人物・成績ともに優良である学部生を対象とした**給付型**の奨学金です。

なお、学費等の支弁が困難な者に対する奨学金制度ですので、給付された時点で学費未納又は学費分納中の場合、優先的に学費の納入に利用してください。

1 奨学金の種類・給付額

経済学部奨学金（第4種）	240,000 円
経済学部後援会奨学金（第1種）	150,000 円

2 応募資格

- ① 学部に在学中の学生であること。（外国人留学生は除く）
 - ② 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
 - ③ 学業成績が優秀で、人物が優れていること。
 - ④ 経済学部後援会奨学金第1種申請希望者は、経済学部後援会費の納入が必須のため、採用された時点で未納の場合は、採用後、必ず納入をすること。
 - ⑤ 令和8年度日本大学経済学部給付型奨学金（経済学部奨学金（第4種）又は経済学部後援会奨学金（第1種））の前期に採用されていないこと。
 - ⑥ **「国の修学支援新制度」（日本学生支援機構の給付奨学生）に採用されていないこと。**
- ※ 家計の適格認定により、停止中は可とします。
- ⑦ 生計維持者の令和8年度（令和7年分）の収入又は所得金額の合計が以下の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

※ **生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。**

(1) 生計維持者が、給与収入のみの場合

令和8年度（令和7年分）の給与収入金額の合計が800万円以下

(2) 生計維持者に、給与収入以外の所得がある場合

令和8年度（令和7年分）給与収入以外の所得金額の合計が350万円以下

※ 給与収入及び給与収入以外の所得の合計額が800万円以下

【学業に関する基準】

(1) 1年生は高等学校等在籍時の評定平均値3.5以上（調査書）

(2) 2年生は修得単位31単位以上

3年生は修得単位62単位以上

4年生は修得単位93単位以上

※ 編入学生についても同様です

(3) 卒業延期者は修得単位数93単位以上

3 提出書類

次の書類を学生課窓口へ提出してください。

① 申請書（所定書式）

※ 印刷する際は、**両面印刷（A4版）**をしてください。

※ 1つの申請書で両方申請が可能ですが、両方採用されることはありません。

※ 保証人の署名以外は、原則学生本人が記載してください。

※ 文字が滲んでいる、書式がずれている等の場合、正しい申請書に書き直しをお願いする場合

があります。

- ② **市区町村役場が発行した、父母両方の令和8年度（令和7年分 （2025年1月1日～2025年12月31日））**

の所得証明書（課税証明書又は非課税証明書）

- ※ 所得が0円の場合は、無表記や＊（アスタリスク）では確認ができませんので、0円と表記されている証明書を提出してください。
- ※ 自治体によって、システムの都合等、0円と表記できない場合がありますので、その場合、一筆書いていただく等、表記できない証明と一緒に提出してください。

- ③ **2年生以上は「成績証明書」、1年生は「調査書」**

- ④ **銀行振込口座届（所定書式）**

- ※ 採用になった場合に奨学金を振り込む口座です。
- ※ 口座の名義は学生本人のものに限ります。
- ※ 氏名の欄に必ず押印をお願いいたします。
- ※ メールアドレスの欄の記載は不要です。

- ⑤ **通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページのコピー**

- ※ 通帳をお持ちでない方は、口座名義人・口座情報が記載のキャッシュカードのコピー等を提出してください。

4 提出期限

令和8年9月18日（金）12：00まで（厳守） ※学生課窓口へ提出

- ※ 書類に不備があった場合、申請を受け付けられないことがありますので、早めに提出するようにしてください。

5 申請書類提出後から採用決定までの流れ

- ① 申請後、スケジュールに記載の期間に面接を実施します。
 - ※ 注意事項など記載してありますので「後期スケジュール」を必ずご確認ください。
 - ※ 面接期間で不都合な日程がありましたら、申請時に予め申し出てください。
- ② 給与収入と事業所得について、大学で定める計算方法によって認定所得金額を算出し、家族構成及び通学区分を考慮した上で選考を行います。
- ③ 応募資格をすべて満たしても、上記②を総合的に判断し、不採用となる場合があります。
- ④ 面接通知及び採用決定者通知等、**奨学金に関する連絡は全て EcoLink**で行います。
必ず EcoLinkを確認してください。

6 奨学金給付に関する諸注意

次のいずれかの事由により、奨学生として不適格となった場合は、奨学金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったとき。
- ④ その他奨学生としての条件を欠いたとき。
- ⑤ 「国の修学支援新制度」（日本学生支援機構の給付奨学生）に採用されたとき。

以 上